

尼 下 建 589 号
令和5年12月12日

尼崎市

下水道排水設備指定工事店 各位

尼崎市公営企業管理者

排水設備工事のしゅん功検査について(お知らせ)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は尼崎市下水道事業に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、排水設備工事のしゅん功検査につきましては、尼崎市排水設備設置基準2.2.7等に基づき「排水設備工事しゅん功届兼しゅん功検査依頼書」により、責任技術者立会いのもと現地検査をしているところですが、その一部の工事につきましては、しゅん功検査にかかる負担軽減を図るため、しゅん功図面に必要な写真等を併せて提出頂くことで、しゅん功検査を受けたものとして取扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、いくつかの物件につきましては、無作為に抽出のうえ、従来どおりの市職員による現地検査(しゅん功図面との照合等)を実施しますので、今後ともご協力の程、よろしくお願いいたします。

1. 変更する検査内容

検査項目	変 更 前	変 更 後
しゅん功検査依頼書に基づく検査	現地検査	現地検査又は書類検査

(※書類検査とは、必要な写真提出等を含む)

2. 変更後の検査受付開始日

令和5年12月13日からの検査依頼より開始します。

3. その他

(連絡先)

下水道部下水道建設課 排水設備担当 TEL06-6489-7410

(以 上)